

大阪市行政財産使用許可取消書

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

許可者 (住 所)
(氏 名) 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○
(主 管 局 課 名)

令和 年 月 日付け〔ここに文書番号を記載する。〕により本市都市整備局管理の行政財産を使用許可した物件について、次の条項により使用許可を取り消すものとする。

記

(使用物件)

第1条 物件は、次のとおりとする。

所 在 地 大阪市西淀川区歌島3丁目6番
駐車場名 歌島第2駐車場
区画番号 ○○番区画
使用用途 大阪市営住宅条例第53条の3第1項に定める条件を具備しない者が
使用する月極駐車場

(取消年月日)

第2条 使用許可の取消年月日は、令和 年 月 日とする。

取消理由

市営住宅併施設設入居者等に係る月極駐車場管理要綱第 条第 項第 号に該当するため。

(不服申立ての教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。